

〒437-1621
御前崎市御前崎119-40

藪田 宏行 様

3-7-4-1



請 求 書

藪田 宏行 様

請求No. 2019010086

2019年1月11日

〒424-0888 静岡市清水区中之郷2-1-5
株式会社 トコちゃんねる静岡

下記の通り御請求申し上げます。

TEL054-347-9811 (担当: [REDACTED])

請求金額 ¥6,480 -

摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額
ドメイン管理維持料 2019年01月~2019年12月分迄 ドメイン名:yabuta.info	1	式	¥6,000	¥6,000
小 計				¥6,000
消 費 税 (8 %)				¥480
合 計				¥6,480

お支払いは下記銀行弊社口座へ 2019年2月 末迄にお振り込み下さい。

静岡銀行 草薙支店

口座番号 普通口座 No. 0645922

口座名義 株式会社トコちゃんねる静岡

※振込手数料につきましては、貴社負担にてお願いいたします。

整理番号	3-7-4-2
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・藪田宏行)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	株式会社「郷土新聞社」(平成31年4月1日～平成31年4月30日)		
年月日	平成31年4月18日～平成 年 月 日	金額	800円

目的	御前崎市を含む中東遠地区の情報収集し政務活動に資するため
使途	郷土新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	中東遠地区の政治経済、教育、文化、スポーツ等の情報収集をし、 県政での活動に活かすため。

《領収書貼付枠》

H31.4月～R2 3月までの(年分) 9,600円

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0082006	追加払込 料金加入 者印	4
加入者名	株式会社 郷土新聞社	金額	9600
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	依頼人	藪田宏行
料金	31-04-18 御前崎 郵便局	備考	(23088) N94220004

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押しつけてください。

この受領証は、大切に保管してください。

1年間の購読料 9,600円 ÷ 12 か月 = 800円 4月1 か月分 800円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	9,600円	100%	800円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 437-1621
御前崎市御前崎 119-40

静岡県議会議員 藪田 宏行 様

お客様番号 XXXXXXXXXX

請求書

静岡県議会議員 藪田 宏行 様

請求日	平成 年 月 日
請求番号	9521976

請求金額 **196,200 円**
(消費税等 16,200 円を含む)

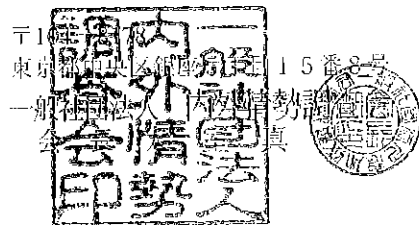
請求期間 平成 31 年 4 月 ~平成 32 年 3 月

種類	[配信先]	月数	請求金額
内外情勢資料 (平成 31 年 4 月~平成 31 年 9 月: 税率 8%)		6	90,000 (消費税 7,200)
内外情勢資料 (平成 31 年 10 月~平成 32 年 3 月: 税率 10%)		6	90,000 (消費税 9,000)
※元号の改元後は、新元号に読み替えていただきますようお願いいたします。			
合計			196,200

本会の会費は、昭和 32 年 3 月 22 日付国税庁長官通知により「支出した事業年度の損金に算入」することができます。
この件についてのお問合せは、静岡総局 までお願い致します。(TEL 054-252-1823)

郵便局又は、下記の金融機関へお振り込み下さい。

掛川信用金庫 本店営業部 普通 0029989



定款 ▼

定款

昭和29年12月1日設立
昭和30年2月4日許可
平成15年11月1日改定
平成24年4月1日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人内外情勢調査会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内外の情勢について、国民の知識の向上と理解の増進を図り、国内外の情報の収集、分析および調査を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 講演会等の開催
 - (2) 国内外の情勢についての情報、資料の収集および調査
 - (3) 前号にて収集した情報、資料の翻訳、分析、編集、配布
 - (4) 前2号の委託および受託
 - (5) 図書等の刊行
 - (6) その他この法人の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業は、日本国内および海外で行う。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
 - (2) 一般会員 この法人の事業に参加することを主たる目的として入会した法人、団体又は個人
 - (3) 名誉会員 この法人に功勞のあつた者又は学識経験者で会長が承認した者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員および一般会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき、会費を支払わなければならない。

2 前項の会費については、その全額を管理費用のために充当することができる。

(会員の特典)

第8条 会員は、この法人が開催する講演会等を聴講する資格を有し、この法人が提供する資料等の配布を受けることができる。

(任意退会)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を2年以上納付しないとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 会員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (4) 死亡、解散又は破産したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第15条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は前条第3項第2号の規定による請求があったときは、理事会の決議を経て、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発ししなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発ししなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 第15条第3項第2号の規定に基づく臨時総会を開催した場合には、出席正会員のうちから議長を選出する。
(定足数)

第18条 総会は総正会員数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する場合は、当該正会員は出席したものとみなす。

(総会の決議の省略)

第21条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会への報告の省略)

第22条 理事が社員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上11名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、2名以内を一般社団・財団法人法第9条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任)

第25条 理事、監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

- 3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より常任理事1名を選定することができる。
- 5 この法人の理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 監事は、この法人又はその子法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常任理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 会長、常任理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、現任理事の残任期間とする。
- 5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員には、職務執行の対価としての報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定めるところによる。

(損害賠償責任の免除又は限定)

第31条 この法人は、役員一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第32条 この法人に、任意の機関として、1名以上5名以下の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の諮問に応え、会長に対し、助言し意見を述べること
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決定する。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。

第6章 理事会**(構成)**

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(開催)

第35条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法第101条第2項、第3項の規定により監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、理事会を前条第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第4号の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3号の場合は理事が、前条第4号の場合には監事が、理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第2号又は前条第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第7章 資産及び会計

(財産の種別)

第44条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第45条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第46条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行う。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所および従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 公益目的支出計画実施報告書（以下、「実施報告書」という。公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでの期間に限る。）

- 2 前項の承認をうけた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項第1号から第5号の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、実施報告書を法令の定める日から5年間主たる事務所に備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 第1項第6号の実施報告書については、この法人は、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 何人も、この法人の業務時間内はいつでも、計算書類等について法令の定めるところにより閲覧の請求をすることができる。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第50条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第51条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第52条 この法人は剰余金の分配は行わない。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第54条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

- 2 この法人が合併をしたときは、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、法令の定めるところにより、遅滞なく認可行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 この法人が解散（合併による解散を除く。）をしたときは、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

(公益目的支出計画の変更)

第57条 公益目的支出計画の変更をしようとするときは、法令の定めるところにより、認可行政庁の認可を受けるものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告の方法は電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則による。

(個人情報の保護)

第61条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は次に掲げるものとする。
中田正博
- 4 この法人の登記の日就任する理事及び監事は次に掲げる者とする。
理事…中田正博 越後正人 本多常雄 緒方四十郎 佐々淳行 川島廣守 曾野綾子 行天豊雄 石原信雄
齊藤邦彦
監事…永井良孝 鮫島忠男

3-7-4-4

振込金受取書(兼手数料受取書)
貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書(兼手数料受取書)

31年4月19日

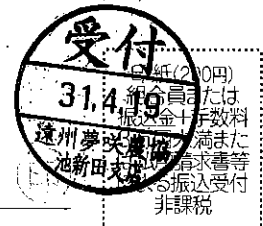
振込先	遠州夢咲 本店(所)		金額			
	〒437-1621 池新田 119-40		十億	百万	千	円
お受取人	貯金種目	口座番号	現金類	131476		
	1:普通 2:当座 4:貯蓄 (9)その他	116161214	未決済小切手 枚			
お依頼人	フリガナ	おなまえ	貯金振替			
	JA遠州夢咲「日本農業新聞」様	JA遠州夢咲「日本農業新聞」様	起算日・指定日			
ご依頼人	フリガナ	おなまえ	手数料徴収区分	手数料(税込)		
	ヤブウキ 29 教田 宏行 様	教田 宏行 様	1:即納 2:後納 (9)不要	円		
	おところ	おところ				
	〒437-1621 池新田 119-40	〒437-1621 池新田 119-40				

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ご指定の口座から貯金を払い戻して振り込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)・振込受付書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合に必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

遠州夢咲農業協同組合池新田支店



いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

整理番号	3-7-4-5
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・藪田宏行)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請謝等謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ保守、更新		
年月日	平成 31年 4月 22日～平成 年 月 日	金額	2,263 円

目的	県政に係る情報等を県民に報告
使途	平成31年4月1日～平成31年4月30日分保守料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、議会での発言内容、政務活動状況などを掲載し、情報を広く伝えるとともに、意見を徴収し、県政に反映させる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細 **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科田・口座番号	04
31 04 22	振替先店番・科田・口座番号	04
銀行番号	店番号	科田
****	****	****
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0184	電信振込	¥54,000
振込額	おつり	残高
00000000000000000000	¥5,676	
キヤンダ	手数料	時刻
	¥324	1257
		142

お取引先 株式会社 ちこちゃんねる 静岡 0645922 様
 (株)トコチキョウケルリス オカ 様
 〒719 ヒロキ 様
 TEL0548-63-3368

06.520.98 (裏面もご覧ください)

H31.4月～R23月(1年間)

株式会社ちこちゃんねる静岡 54,000 円+振入手数料 324 円=54,324 円

54,324 円÷12ヶ月=4,527 円 4月1ヶ月分 4,527 円×1/2=2263 円

按分の理由 後援会活動等を含むため、按分にする	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	(1年分 54,324 円) 4,527 円	1/2 %	2,263 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒437-1621
御前崎市御前崎119-40

藪田 宏行 様



請求書

藪田 宏行 様

請求No. 2019040160

2019年4月10日

〒424-0888 静岡市清水区中之郷2-1-5
株式会社 トコちゃんねる静岡

TEL054-347-9811 (担当)

下記の通り御請求申し上げます。

請求金額 ¥54,000 -

摘要	数量	単位	単価	金額
ホスティングサービス基本料金 (年払) 2019年04月～2020年03月分迄	1	式	¥50,000	¥50,000
小計				¥50,000
消費税 (8%)				¥4,000
合計				¥54,000

お支払いは下記銀行弊社口座へ 2019年5月 末迄にお振り込み下さい。

静岡銀行 草薙支店
口座番号 普通口座 No.0645922
口座名義 株式会社トコちゃんねる静岡

※振込手数料につきましては、貴社負担にてお願いいたします。

整理番号	3-7-4-6
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・戴田宏行)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡新聞購読 (平成31年4月1日~平成31年4月30日分)		
年月日	平成31年4月24日~平成 年 月 日	金額	14,580円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	静岡新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

領収証
支店 区域 〇/ 欄路 No. 御訂寄 119-40 戴田宏行 様

銘柄	部数	金額(円)	備考	領収金額(含消費税)
静岡新聞 2019年4月~2020年3月分	12	25,760	-760	25,000 円

2019年4月 2020年3月 領収致しました。
21年4月24日

株式会社 山下新聞店
静岡県牧之原市地頭方1134
本店 0548-58-0031

ご購読ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。



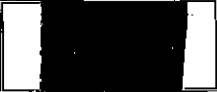
静岡新聞 35,000円 (12ヶ月分)

$35,000 \div 12 \text{ヶ月} = 2,916 \text{円}$ 4月1ヶ月分 $2,916 \text{円} \times 1/2 = 1,458 \text{円}$

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用との按分。	(1年分 35,000円)	1/2	14,580円
	17,558円	%	729円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-7-4-8
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・藪田宏行)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	平成31年4月1日~平成31年4月30日	金額	15,000円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	4月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

領収証

藪田宏行

様 No. _____

¥30,000-

但 H31.4月分事務所賃借料

入金日 H31年4月25日 上記正に領収いたしました

収入 印紙	内訳	_____
	税抜金額	_____
	消費税額等 (%)	_____

静岡県御前崎市御前崎5590

日光水産株式会社

TEL0548-63-3216 FAX0548-63-3217



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	30,000円	1/2	15,000円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

新聞購読料 領収証

藪田 宏行 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を前受金として領収いたしました。

2019年4月分から12ヶ月分 領収日 4月26日

領収金額	¥45,852
------	---------

*税法改正等により購読料金が変わった場合、差額をご請求またはご返金させていただきます。

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	1×12ヶ月	23,208



その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1×12ヶ月	22,644

販売店 藤田 陽彦
 住所 榛原郡吉田町片岡1295-1
 TEL 0548-28-7910 FAX 0548-28-7920

お申込No. XXXXXXXXXX

整理番号	3-7-4-10
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 藪田宏行)

経費項目	調査研究費・研修費 <u>広聴広報費</u> 要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県政報告「五輪会」47号新聞折込料		
年 月 日	平成31年 4月26日～平成 年 月 日	金 額	46,593 円

目 的	県政報告書を発送
使 途	郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に伝える
≪領収書貼付枠≫ 1/8を差し引くもの。	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動以外の報告も 含む為面積按分	53,250 円	7/8	
		%	46,593 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書

第403358-16号

おなまえ	菽田 宏行 様		<領収内訳>	
			現金 53,250 円	
受領金額	万円	千	円	小切手 円
		7 5 3 2 5 0		切手 円
内消費税額			3,944 円	証紙 円

<業務委託元等>

株式会社ゆうちょ銀行

株式会社かんぽ生命保険

郵便貯金・簡易生命保険管理機構

* 金額欄を訂正しているものは無効です

領収内容

郵便	切手・葉書・印紙・販売品の販売	47,592 (@ 72 円) × 661 (枚・個・通) 件
	郵便料金の収納	5,658 (@ 82 円) × 69 (枚・個・通) 件
	(別納) 計器予納金 受取人払	(@ 円) × (枚・個・通) 件
	着払 その他()	(@ 円) × (枚・個・通) 件
貯金		
保険	2回目以降の保険料の払込み	年 月期から 年 月期まで 年 か月分
		年 月期から 年 月期まで 年 か月分
		年 月期から 年 月期まで 年 か月分
物販等	店頭販売商品の販売	
	カタログ販売 その他()	

上記の金額を、確かに領収いたしました。

31 年 4 月 26 日

日本郵便株式会社

(所在地: 東京都千代田区霞が関 1-3-2)

取扱郵便局 **御前崎** 郵便局

電話番号 **0548(63)-2901**

受領者氏名



[郵便局]
収入印紙
課税相当額
以上貼付

担当者
印

* 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第403358-16号

整理番号	3-7-4-11
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 藪田宏行)

経費項目	調査研究費・研修費 <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告「五輪会」47号新聞折込料		
年月日	平成31年 4月26日～平成 年 月 日	金額	10,867円

目的	県政報告書を発送
使途	新聞折込料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に伝える
<<領収書貼付枠>> 1/8を差し引くもの。	

(領 収 書)

藪田宏行 殿 平成31年 4月26日

金額	7/2420	
----	--------	--

但し折込2,300枚 4/29入
上記金額正しく領収いたしました

株式会社 山下

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動以外の報告も 含む為面積按分	12,420円	7/8	
		%	10,867円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-7-4-12
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 藪田宏行)

経費項目	調査研究費・研修費 <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告「五輪会」47号新聞折込料		
年月日	平成31年 4月 26日～平成 年 月 日	金額	1,748円

目的	県政報告書を発送
使途	新聞折込料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に伝える

《領収書貼付枠》
1/8を差し引くもの。

領 収 証 藪 田 宏 行 様 No. _____

★ ￥1,998-

但 4/9 370部 折込料

2019年 4月 26日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

有限会社牧野新聞

〒421-0523 静岡県牧之原市牧津1丁目21番地

TEL 0548-52-0326

FAX 0548-52-6210

コクヨ ウケ-1097

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動以外の報告も 含む為面積按分	1,998円	7/8	1,748円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-7-4-13
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 藪田宏行)

経費項目	調査研究費・研修費 <u>広聴広報費</u> ・要請精弊碼費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県政報告「五輪会」47号新聞折込料		
年 月 日	平成 31 年 4 月 26 日～平成 年 月 日	金 額	7,560 円

目 的	県政報告書を発送
使 途	新聞折込料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に伝える

《領収書貼付枠》
1/8 を差し引くもの。

領 収 証 *やぶた宏行* 様 No. _____

★ 8640

但 折込料1600枚 7/29入

31年 4 月 26 日 上記正に領収いたしました

内 訳

収 入 印 紙	税抜金額
	消費税額等 (%)

〒137-1612
東京都葛飾区新田 2 4 6 4
(有) 岡村新聞店
TEL (0537) 86-2226
FAX (0537) 86-2887

コクヨ: ヴケ-1097

按分の理由 政務活動以外の報告も 含む為面積按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,640 円	7/8 %	7,560 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-7-4-14
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 藪田宏行)

経費項目	調査研究費・研修費 <u>広聴広報費</u> ・要請情報誌費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告「五輪会」47号新聞折込料		
年月日	平成31年 4月26日～平成 年 月 日	金額	8,977円

目的	県政報告書を発送
使途	新聞折込料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に伝える

《領収書貼付枠》
1/8を差し引くもの。

領収証 No.

藪田宏行 様 H 31年4月26日

金額 ¥10,260.- (消費税を含む)

内訳	
現金	✓
小切手	/

但4月29日 チラシ折込料1,900枚
上記正に領収いたしました

〒437-1612
静岡県御前崎市池新田3015-1-1
(有)西郷新聞店
TEL(0537)86-214
FAX(0537)86-214

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動以外の報告も 含む為面積按分	10,260円	7/8	8,977円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-7-4-15
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 藪田宏行)

経費項目	調査研究費・研修費 <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告「五輪会」47号新聞折込料		
年月日	平成31年 4月26日~平成 年 月 日	金額	10,867円

目的	県政報告書を発送
使途	新聞折込料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に伝える

《領収書貼付枠》
1/8を差し引くもの。

領 収 証	No. _____
藪田宏行 様	31年 4月 26日
金額	12,420円

但し折込料 2200枚 4月 29日入
上記の金額正に領収いたしました

中日新聞御前崎専売店
株式会社

代表取締役 増田 文雄
静岡県御前崎市池新田1825
電話 (0537) 86-3079
FAX (0537) 86-3079



担当者印

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動以外の報告も 含む為面積按分	12,420円	7/8	10,867円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-7-4-16
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 藪田宏行)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告「五輪会」47号新聞折込料		
年月日	平成31年 4月26日~平成 年 月 日	金額	661円

目的	県政報告書を発送
使途	新聞折込料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に伝える

《領収書貼付枠》
1/8を差し引くもの。

領収証

藪田宏行

様

№. 005287

756

内訳

但 チラシ広告折込代金

折込日	4月29日
枚数	140枚
単価	5.4円
消費税	円

31年4月26日 上記正に領収いたしました

静岡県牧之原市波津806番地1

松下新聞

松下

☎ (0548) 52-0413






収入印紙

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動以外の報告も 含む為面積按分	756円	7/8 %	661円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-7-4-17
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 藪田宏行)

経費項目	調査研究費・研修費 <u>広聴広報費</u> ・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告「五輪会」47号新聞折込料		
年月日	平成31年 4月26日～平成 年 月 日	金額	472円

目的	県政報告書を発送
使途	新聞折込料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に伝える

《領収書貼付枠》
1/8を差し引くもの。

領 収 証

藪 田 宏 行 様 No. _____

★ ￥ 540

但 4/29 折込 100枚

31年4月26日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

中日新聞 相良専売店

尾形新聞店

〒421-0516 静岡県牧之原市女神145-2

TEL 0548-23-3780 FAX 23-3779

コクヨ ウケ-1097

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動以外の報告も 含む為面積按分	540円	7/8 %	472円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-7-4-18
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・戴田宏行)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報報酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内容	事務員雇用		
年月日	平成31年 4月28日～平成 年 月 日	金額	4,500円

目的	政務調査を補助する職員を雇用（非常勤）
使途	4月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払い明細書

平成31年4月分

氏名	給与	手 当			支給額 合 計	控 除			差 引 控除額	受領印
	9,000				9,000					


按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
雇用実績表に基づき 支払う。(その内 西後按分は)	4,500 9,000円	1/8 %	562.5 4,500円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

4月分		氏名		
日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	月			
2	火			
3	水			
4	木			
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火			
10	水			
11	木			
12	金			
13	土			
14	日			
15	月			
16	火			
17	水	2	1	「五輪会」郵送名簿点検、調整
18	木			
19	金			
20	土	2	1	「五輪会」郵送名簿点検、調整
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木	0.5	0.25	会報受け取り
26	金	4.5	2.25	郵送準備、郵便局郵送依頼、新聞店配布依頼
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			
31				
計		9	4.5	

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成 31年 4月 28日
 会派・議員名 自民改革会議 藪田宏行 

[政務活動費充当計算]…①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。
 ①(B)[4時間30分]×単価[1,000円]=4,500円
 ②総支給額[9,000円]×4.5/9=4,500円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号	3-7-4-19
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・戴田宏行)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内容	事務員雇用		
年月日	平成31年 4月28日～平成 年 月 日	金額	1,500円

目的	政務調査を補助する職員を雇用 (非常勤)						
使途	4月分給与						
政務活動・ 県政との 関連性							
<<領収書貼付枠>> 給与支払い明細書 平成31年4月分							
	氏名	給与	手 当	支給額 合計	控 除	差 引 控除額	受領印
		3,000		3,000			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
雇用実績表に基づき 支払う。(とらば 西枝按分付)	1,500 3,000円	7/8	1,312 1,500円
		%	


※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

4 月 分	氏 名	[REDACTED]
-------	-----	------------

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	月			
2	火			
3	水			
4	木			
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火			
10	水			
11	木			
12	金			
13	土			
14	日			
15	月			
16	火			
17	水			
18	木			
19	金			
20	土			
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木			
26	金	3	1.5	新聞折り込み作業、新聞店配布依頼
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			
31				
計		3	1.5	

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成 31年 4月 28日
 会派・議員名 自民改革会議 藪田宏行 

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

- ①(B) { 時間 1.5分 } × 単価 [1,000円] = 1,500 円
- ②総支給額 [3,000 円] × 1.5 / 3 = 1,500 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。